

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆ 多久市議会定例会議案 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和3年6月2日 提出

多 久 市



# 目 次

ページ

議案甲第13号	多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例……………	1
議案甲第14号	多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び多久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	6
議案甲第15号	多久市手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	9
議案甲第16号	多久市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例……………	10
議案甲第17号	多久小城医療組合の設立について……………	12
議案乙第26号	令和3年度多久市一般会計補正予算（第3号）……………	別冊
報告第2号	令和2年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………	17
報告第3号	令和2年度多久市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について……………	20
報告第4号	令和2年度多久市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………	22
報告第5号	令和2年度多久市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について……………	24

報告第 6 号	令和 2 年度多久市病院事業会計予算繰越計算書の 報告について……………	2 6
報告第 7 号	令和 2 年度多久市土地開発公社事業報告及び決算 について……………	2 8
報告第 8 号	令和 3 年度多久市土地開発公社事業計画及び予算 について……………	2 9
報告第 9 号	令和 2 年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び 決算について……………	3 0
報告第 1 0 号	令和 3 年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び 予算について……………	3 1
報告第 1 1 号	令和 2 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」 事業報告及び決算について……………	3 2
報告第 1 2 号	令和 3 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」 事業計画及び予算について……………	3 3

## 議案甲第13号

### 多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させ

る必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を確保することが一定の期間困難である場合

- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが

当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年多久市条例第2号）第15条の規定による介護休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業の承認

（任期の特例）

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により第3条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

（任期の更新）

第6条 任命権者は、第2条各項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が5年に満たない場合にあっては採用した日から5年を超えない範囲内において、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が3年（前条に該当する場合にあっては、5年。以下この項において同じ。）に満たない場合にあっては採用した日から3年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、前項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（給与に関する特例）

第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	378,000
2	426,000

3	479,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	842,000

- 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。
- 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。
- 4 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
- 5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(多久市職員給与条例の適用除外等)

第8条 多久市職員給与条例（昭和29年多久市条例第11号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第8条から第10条の2まで及び第21条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第18条の2第1項、第19条及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第18条の2第1項中「職にある職員」とあるのは「職にある職員（多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年多久市条例第 号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第19条中「職務にある職員」とあるのは「職務にある職員（多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定



めて採用された職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

第9条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対する給与条例第5条の2、第11条及び第14条の規定の適用については、給与条例第5条の2中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「任期付短時間勤務職員」と、「前条第13項の規定にかかわらず、同項の規定による」とあるのは「前条の規定により決定された」と、給与条例第11条第2項第2号、第14条第2項及び第4項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和3年6月2日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

任期を定めた職員を採用する制度を導入するため、本条例を制定する必要がある。

議案甲第 1 4 号

多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び多久市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 多久市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年多久市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第 1 8 条第 1 項又は多久市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 3 年多久市条例第 号）第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第 1 項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 1 5 時間 3 0 分から 3 1 時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第 3 条第 1 項ただし書及び第 2 項ただし書並びに第 4 条第 2 項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第 1 2 条第 1 項第 1 号中「及び再任用短時間勤務職員」を「、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第 1 8 条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(多久市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 多久市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年多久市条例第 1 7 号)の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 号中「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改め

る。

第 23 条を第 24 条とし、第 19 条から第 22 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 18 条（見出しを含む。）中「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改め、同条を第 19 条とする。

第 17 条を第 18 条とし、第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第 17 条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 5 条の 2	法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）	地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
	前条第 13 項の規定にかかわらず、同項の規定による	前条の規定により決定された
	勤務時間休暇条例第 2 条第 3 項	勤務時間休暇条例第 2 条第 4 項
第 11 条第 2 項第 2 号並びに第 14 条第 2 項及び第 4 項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第 24 条	再任用職員	任期付短時間勤務職員

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和3年6月2日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

任期を定めた職員を採用する制度の導入に伴い、勤務時間等及び給与を定めるため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第15号

多久市手数料徴収条例の一部を改正する条例

多久市手数料徴収条例（平成12年多久市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号から第30号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和3年6月2日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 議案甲第16号

多久市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正  
する条例

多久市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和58年多久市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「（昭和25年厚生省令第15号）」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

### （3） 重度精神障害者

障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の1級に該当する者

第3条中「又は」を「若しくは」に、「場合若しくは損害賠償を受けた場合は、その額を」を「場合はその額、損害賠償を受けた場合はその額又は精神障害者保健福祉手帳所持者（前条第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当する重複手帳所持者を除く。）にあつては医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する許可を受けた精神病棟に入院した場合はそれに要した額をそれぞれ」に改める。

第6条中「、原則として医療を受けた日の属する月の翌月末日までに」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請は、医療を受けた日から起算して1年以内に行わなければならない。

第7条中「前条」を「前条第1項」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多久市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、令和3年4月1日以後に行われた医療について適用し、令和3年3月31日以前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和3年6月2日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

佐賀県重度心身障害者医療助成費補助金交付要綱の改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 17 号

多久小城医療組合の設立について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 2 項の規定により、佐賀県知事の許可の日から多久市及び小城市の新公立病院の設置及び管理運営並びに訪問看護ステーションの設置及び管理運営に関する事務を共同処理するため別紙のとおり規約を定め、多久小城医療組合を設立することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

新公立病院の設置及び管理運営並びに訪問看護ステーションの設置及び管理運営に関する事務を共同処理する一部事務組合を設立することについては、構成団体の議決が必要であるので、この案を提出する。



(別紙)

## 多久小城医療組合格約

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 議会（第6条－第9条）
- 第3章 執行機関（第10条－第13条）
- 第4章 経費（第14条）
- 第5章 雑則（第15条・第16条）

### 附則

#### 第1章 総則

（組合の名称）

第1条 この組合は、多久小城医療組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、多久市及び小城市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。

- （1） 病院の設置及び管理運営に関すること。
- （2） 訪問看護ステーションの設置及び管理運営に関すること。

（地方公営企業法の適用）

第4条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第3項の規定に基づき、前条各号に掲げる事務に同法の規定の全部を適用する。

（事務所の位置）

第5条 組合の事務所は、佐賀県多久市に置く。

#### 第2章 議会

（議会の設置）

第6条 組合に組合議会を設置する。

(組合議員の定数)

第7条 組合議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、8人とし、関係市の定数は、次のとおりとする。

(1) 多久市 4人

(2) 小城市 4人

(組合議員の選挙の方法及び任期)

第8条 組合議員は、関係市の議会において議員の中から選挙された者とする。

2 組合議員に欠員を生じたときは、その議員の属していた関係市において、速やかに補充するものとする。

3 関係市の長は、前2項の規定により関係市に係る組合議員が定まった場合は、速やかに組合の管理者に通知するものとする。

4 組合議員の任期は、関係市の議会の議員の任期とする。

(議長及び副議長)

第9条 組合議会に議長及び副議長を置く。

2 議長及び副議長は、組合議会において組合議員の中から選挙する。

3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期とする。

### 第3章 執行機関

(執行機関の組織及び選任の方法)

第10条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者を置く。

2 管理者及び副管理者は、関係市の長の互選とする。

3 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。

(管理者及び副管理者の任期)

第11条 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長の任期とする。

(補助職員)

第12条 組合に職員を置く。

2 前項の職員の定数は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

3 第1項の職員は、管理者がこれを任免する。

(監査委員)

第13条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、組合議員及び知識経験を有する者のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任されたものにあつては、組合議員の任期によるものとし、知識経験を有する者のうちから選任された者にあつては、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

#### 第4章 経費

(組合の経費の支弁の方法)

第14条 組合の経費は、次の各号に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 事業収入
- (2) 負担金
- (3) 補助金
- (4) 組合財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

2 前項第2号の負担金の関係市の負担割合は、別表のとおりとする。

#### 第5章 雑則

(解散に伴う事務の継承)

第15条 組合の解散に伴う事務の継承又は財産等の処分については、関係市の議決を経て行う長の協議をもって定める。

(委任)

第16条 法令及びこの規約に定めるもののほか、組合の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和27年法律第67号）第284条第2項の規定による佐賀県知事の許可のあった日から施行する。

別表（第14条関係）

経費の区分	負担割合
組合の設立及び運営に関する経費	<p>多久市10分の5</p> <p>小城市10分の5</p>
新病院の建設に関する経費 (用地、医療機器等含む)	<p>多久市10分の9</p> <p>小城市10分の1</p>
新病院の運営に関する経費	<p>総務省が通知する地方公営企業繰出基準内とし、その割合は負担する年度の前々年度において新病院を受診した多久市及び小城市の市民の割合によって定める。</p> <p>ただし、実績が不明となる新病院開設後2か年度においては、両市で折半とする。</p>
その他(運営資金)	<p>新病院の運営において、安定した医療機能を持続的に提供していく観点から、安定した運営に必要と思われる現金預金残高を両市が協議して定め、決算時にこの残高を下回った場合には、多久市においてこれを補填し、30年間は公立病院として存続させるものとする。</p>

報告第2号

令和2年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定に基づき、令和2年度多久市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月2日

多久市長 横尾 俊彦

## 令和2年度 多久市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌 繰 越 額	既 定 財 源	左の財源内訳					一般財源	
						国支出金	県支出金	地方債	未収入特定財源			その他
									円	円		
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	185,869,000	184,248,000	円	143,100,000			41,148,000	円	0	
		定住促進事業	16,862,000	1,710,000							1,710,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	造成設計委託料	17,578,000	17,570,000					1,757,000		15,813,000	
		新型コロナウイルスワクチン予防接種事業	115,673,000	46,091,000	46,091,000						0	
6 農林業費	1 農業費	農業用施設整備事業 (たぬ池耐震調査委託料)	22,300,000	22,300,000			22,000,000				300,000	
		中山間地域総合整備事業 (換地委託料)	5,632,000	5,632,000			5,632,000				0	
		地域農業水利施設ストックマネジメント事業(土地改良区補助金)	328,000	328,000							328,000	
		農業基盤整備促進事業	62,300,000	62,300,000			34,100,000				28,200,000	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	40,240,000	40,240,000			21,747,000				18,493,000	
		鉱害施設維持管理事業	3,000,000	3,000,000						3,000,000	0	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	1,100,000	1,100,000							1,100,000	
		公共施設等適正管理推進事業	3,000,000	3,000,000				2,700,000			300,000	
		過疎道路改良事業	20,910,000	20,395,000				20,100,000			295,000	
		社会资本整備総合交付金事業 (道路)	140,434,000	138,886,000		75,298,000	40,800,000				22,788,000	

8	土木費	市河川補修事業	3,725,000	3,725,000															3,725,000
		排水路維持事業	1,800,000	1,800,000															1,800,000
		急傾斜地崩壊防止事業	15,800,000	15,800,000					7,150,000	3,500,000									5,150,000
		マスタープラン策定委託料	11,543,000	11,543,000															11,543,000
	4 都市計画費	社会資本整備総合交付金事業 ( 都市公園事業 )	148,060,000	117,860,000	53,905,000														14,055,000
9	消防費	戸別受信機取付・受信確認委託料	2,035,000	2,035,000						2,000,000									35,000
	1 義務教育費	学校教育活動継続支援事業	5,600,000	5,600,000				5,430,000											0
	4 保健体育費	多久市弓道場建設事業	505,564,000	505,564,000			250,614,000												4,450,000
		緑が丘社会体育館改修事業	102,373,000	102,373,000			46,818,000												8,855,000
		給食センター改修工事	3,470,000	3,470,000													3,470,000		0
		現年発生農地災害復旧事業	12,430,000	10,934,000							5,467,000								5,467,000
	2 農林業施設 災害復旧費	現年発生農業用施設災害復旧事業	17,690,000	14,753,000							9,589,000								5,164,000
		現年発生林道災害復旧事業	15,000,000	15,000,000							7,500,000								7,500,000
	3 公共土木施設 災害復旧費	現年発生公共土木施設 災害復旧事業	544,169,000	539,747,000	352,288,000														187,459,000
		現年発生公共土木施設 単独災害復旧事業	9,500,000	9,500,000												3,800,000			5,700,000
		計	2,033,985,000	1,906,504,000	0	973,544,000	113,185,000	420,000,000	49,545,000									350,230,000	

報告第3号

令和2年度多久市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定に基づき準用する同令第146条第1項により、令和2年度多久市一般会計予算の事故繰越しに係る歳出予算の経費を繰り越したため、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月2日

多久市長 横尾 俊彦



## 令和2年度 多久市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	既得財源	左の財源の内訳				説明	
				支出済額	支出未済額				収入財源	未収入	特定財源	一般財源		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
6 農林業費	1 農業費	農業基礎整備促進事業	2,722,500		2,722,500	0	2,722,500			1,497,000			1,225,500	令和元年8月及び令和2年7月豪雨災害に伴う工事急増により作業員の確保ができず、年度内に完了しないため
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	2,794,000		2,794,000	0	2,794,000			1,537,000			1,257,000	"
11 災害復旧費	2 農林業施設災害復旧費	現在発生農地災害復旧事業	125,365,900	42,921,479	82,444,421	0	82,444,421			78,570,000			3,874,421	"
		現在発生農業用施設災害復旧事業	428,874,600	113,488,521	315,386,079	0	315,386,079			311,601,000			3,785,079	"
		現在発生林道災害復旧事業	69,861,000	27,510,000	42,351,000	0	42,351,000			41,038,000	700,000		613,000	"
		現在発生林道単独災害復旧事業	1,947,000		1,947,000	0	1,947,000						1,947,000	"
3 公共土木施設災害復旧費	現在発生公共土木施設災害復旧事業		235,091,200		235,091,200	0	235,091,200			175,141,000			59,950,200	"
		現在発生単独災害復旧事業	2,695,000		2,695,000	0	2,695,000				2,500,000		195,000	"
5 災害特定関連事業費	がけ崩れ対策事業		19,693,000		19,693,000	0	19,693,000			17,723,700			1,969,300	"
		計	889,044,200	183,920,000	705,124,200	0	705,124,200			627,107,700	3,200,000		074,816,500	

報告第4号

令和2年度多久市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算  
書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定に基づき、令和2年度多久市土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月2日

多久市長 横尾 俊彦

令和2年度 多久市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				他
						国支出金	県支出金	地方債		
2 事業費	多久駅周辺 土地区画整理 1 事業費	土地区画整理事業 (単独事業)	11,638,000	11,638,000	円	円	円	円	円	11,638,000
計			11,638,000	11,638,000						11,638,000

報告第 5 号

令和 2 年度多久市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書  
の報告について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度多久市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

別紙

令和2年度 多久市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源		
						国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
1	下水道費	2 下水道建設費	142,792,000	81,388,000	円	円	円	円	円	円	円
		地方創生汚水処理施設 整備推進交付金事業 (公共下水道)	142,792,000	81,388,000		34,973,000		42,000,000			4,415,000
		計	142,792,000	81,388,000		34,973,000		42,000,000			4,415,000

報告第6号

令和2年度多久市病院事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、令和2年度多久市病院事業会計予算の一部を繰り越したので、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月2日

多久市長 横尾 俊彦

## 令和2年度 多久市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたなな資産の購入限度額	説明
						他会計補助金	円			
1	資本的支出	1 建設改良費	4,180,000	4,180,000	4,180,000	4,180,000	円	0	0	※下記へ記載
							人工呼吸器更新事業			
		PCR検査装置導入事業	3,097,000	3,097,000	3,097,000	3,097,000	0	0		
計			7,277,000	7,277,000	7,277,000	7,277,000	0	0		

## ※説明

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受け、医療機器の購入を計画していた。購入業者を決定するにあたり入札に時間を要したため事業を繰り越す。

報告第7号

令和2年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和2年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和3年6月2日

多久市長 横尾 俊彦



報告第8号

令和3年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和3年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和3年6月2日

多久市長 横尾 俊彦

報告第9号

令和2年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和2年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和3年6月2日

多久市長 横尾 俊彦

報告第10号

令和3年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和3年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和3年6月2日

多久市長 横尾 俊彦

報告第 1 1 号

令和 2 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業報告及び  
決算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づ  
き、令和 2 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業報告及び決算につ  
いて別冊のとおり報告する。

令和 3 年 6 月 2 日

多久市長 横 尾 俊 彦

報告第12号

令和3年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業計画及び  
予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和3年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和3年6月2日

多久市長 横尾 俊彦